

熊本県有明海区における
海区漁場計画（免許の内容等）

漁場計画番号 有共第1号
1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごり漁業、にし漁業、ばい漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう（もがい）漁業、かき漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、あげまき漁業、まてがい漁業、うみたけ漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	あみ張網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 荒尾市地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第1号（熊本県と福岡県との境界標柱）

基点2 熊本県漁場基点有第2号（荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界）

ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・2、272メートルのところ

イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるころ

ウ 基点1から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治擲の南東角（同漁場境界標石柱）を結んだ線の中央点から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線の交わるころ

エ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治擲の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線の交わるころ

オ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上、基点1から4、050メートルのところ

カ 基点2から真方位246度12分22.7秒・4、054.5メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満

4 条件

(1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごり漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう（もがい）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、あみ張網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 荒尾市牛水地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第2号（荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界）

基点2 熊本県漁場基点有第3号（荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート標識）

ア 基点1から真方位246度12分22.7秒・4、054.5メートルのところ

イ 基点2と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ

- 73度30分・2, 250メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 荒尾市牛水

漁場計画番号 有共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、うみたけ漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、あみ張網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名郡長洲町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート標識)
 基点2 熊本県漁場基点有第4号(玉名郡長洲町大字長洲字下外浜と長洲町大字上沖洲との海岸線における境界)
 ア 基点1と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ73度30分・2, 250メートルのところ
 イ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ75度6分・2, 760メートルのところ
 ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ75度6分・1, 895メートルのところ
 エ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ5度32分・2, 836メートルのところ
 オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ23度48分・816メートルのところ
 カ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ23度48分の線が海岸線と交わる

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜

4 条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
 (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業、おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名市岱明町鍋地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点有第5号（玉名市新川漁港北側防波堤突端中央下部点から1.15メートルのところ）
 基点2 熊本県漁場基点有第6号（玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界）
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・2,470メートルのところ
 イ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・3,040メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎
 4 条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種共同漁業	わかめ漁業、おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう（もがい）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、まてがい漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚建干網（江切網）漁業	1月1日から 12月31日まで

- (2) 漁場の位置 玉名市岱明町山下、浜田及び高道地先
 (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第6号（玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界）
 基点2 熊本県漁場基点有第7号（旧玉名郡岱明町大字高道と玉名市との境界（新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ））
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ95度3分・3,040メートルのところ
 イ 基点2から真方位215度38分42.3秒・3,422.4メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 玉名市岱明町山下、浜田及び高道
 4 条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう（もがい）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、まてがい漁業、うみたけ漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業	1月1日から 12月31日まで

- (2) 漁場の位置 玉名市滑石地先
 (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第7号（旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界（新川口

- の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ)
- 基点2 熊本県漁場基点有第8号(玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ)
- ア 基点1から真方位215度38分42.3秒・3,422.4メートルのところ
- イ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・3,325メートルのところ
- ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・935メートルのところ
- エ オと基点2を見通した線からオを基点として右へ308度28分の線が玉名市菊池川左岸堤防と交わるころとオとの中央点
- オ 菊池川右岸河川堤防と海岸堤防との境界点(基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ226度37分の線が菊池川右岸堤防と交わるころ)
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 玉名市滑石及び小浜
- 4 条件
- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名市大浜町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第8号(玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点有第9号(旧玉名市と旧玉名郡横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))

ア カと基点1を見通した線からカを基点として右へ308度28分の線が玉名市菊池川左岸堤防と交わるころ

イ アとカを結んだ線の中央点

ウ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・935メートルのところ

エ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・3,325メートルのところ

オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分・3,240メートルのところ

カ 菊池川右岸河川堤防と海岸堤防との境界点(基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ226度37分の線が菊池川右岸堤防と交わるころ)

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地

4 条件

(1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第8号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期

第1種 共同漁業	わかめ漁業、おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう（もがい）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、またがい漁業、うみたけ漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名市横島町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号（玉名市と旧玉名郡横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））

基点2 熊本県漁場基点有第10号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ352メートルのところ（玉名市唐人川左岸堤防上））

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・3、240メートルのところ

イ ウから上天草市大矢野町湯島を見通した線上、ウから5、400メートルのところ

ウ エとオを結んだ線の中央点

エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ122度39分の線が玉名市唐人川右岸堤防と交わるところ

オ 基点2から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 玉名市横島町

4 条件

(1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう（もがい）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、またがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点有第10号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに東北へ352メートルのところ（玉名市唐人川左岸堤防上））

基点2 熊本県漁場基点有第14号（熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界）

ア 基点1から玉名市唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ

イ アとカを結んだ線の中央点

ウ イから上天草市大矢野町湯島を見通した線上、イから5、400メートルのところ

エ 基点2と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点2を基点として右へ76度3分・6、260メートルのところ

オ 基点2と百貫港灯台を見通した線から基点2を基点として右へ64度3分・1、760メートルのところ

カ 基点1と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が唐人川右岸堤防と交わるところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内

4 条件

(1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種共同漁業	おごり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、あげまき漁業、まてがい漁業、うみたけ漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、あみ張網漁業、いかかご漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市西区松尾町近津及び西松尾町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケを順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町近津の漁業権における境界)

基点2 熊本県漁場基点有第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端)

基点3 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ)

ア 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ64度3分・1, 760メートルのところ

イ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・6, 260メートルのところ

ウ イからサを見通した線上、イから873メートルのところ

エ オとシを結んだ線とクとウを結んだ線の交わるところ

オ 基点3と宇城市三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2, 065メートルのところ

カ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 113メートルのところ

キ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度45分・546メートルのところ

ク ケとコを結んだ線の中央点

ケ コと百貫港灯台を見通した線からコを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川右岸堤防と交わるところ

コ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸)

サ スと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からスを基点として右へ248度47分20秒・4, 972メートルのところ

シ スと熊ノ岳山頂を見通した線からスを基点として右へ248度47分20秒・902メートルのところ

ス セと基点3を見通した線からセを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.3メートルのところ

セ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市西区松尾町近津及び西松尾町

4 条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
------	-------	-------

第1種共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚建干網（江切網）漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市西区小島下町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第14号（熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界）

基点2 熊本県漁場基点有第15号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端）

基点3 熊本県漁場基点有第16号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ）

基点4 熊本県漁場基点有第17号（熊本市西区沖新町新地旧海岸堤防北西端「白川口の左角」）

ア 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端（熊本市西区坪井川左岸）

イ アとイを結んだ線の中央点

ウ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度45分・546メートルのところ

エ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 113メートルのところ

オ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2, 065メートルのところ

カ オとイを結んだ線とイとキを結んだ線の交わる

キ ソからクを見通した線上、ソから873メートルのところ

ク ケと熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線からケを基点として右へ248度47分20秒・4, 972メートルのところ

ケ セと基点3を見通した線からセを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.3メートルのところ

コ 基点4から真方位62度15分・273メートルのところ

コサ 基点4から真方位62度15分の線が熊本市西区白川右岸堤防と交わる

シ アと熊本市西区百貫港灯台を見通した線からアを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川右岸堤防と交わる

ス ケと熊ノ岳山頂を見通した線からケを基点として右へ248度47分20秒・902メートルのところ

セ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・285.5メートルのところ

ソ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・6, 260メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市西区小島下町及び小島1丁目から小島9丁目まで

4 条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう（もがい）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

第2種共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、いかかご漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業、ぼら飼付漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先

(3) 漁場の区域 次の基点2、ア、イ、ウ、エ及び基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びセを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点有第17号(熊本市西区沖新町新地旧海岸堤防北西端「白川口の左角」)

基点3 熊本県漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基準点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153)」)

基点4 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)

ア 基点2から真方位62度15分・273メートルのところ

イ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ110度49分40秒・1,378.3メートルのところ

ウ イと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からイを基点として右へ248度47分20秒・4,972メートルのところ

エ 基点4と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ39度33分・5,850メートルのところ

オ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ

カ 基点3から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ(沖新町4243の2番地先沖新地区海岸堤防内法尻線に設置された標柱)

キ 基点3とカを見通した線から基点3を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ(沖新地区堤防線上)

ク キと基点3を見通した線からキを基点として右へ80度38分27秒・2,675.528メートルのところ

ケ クとキを見通した線からクを基点として右へ90度・1,000メートルのところ

コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ270度の線がウとエを結んだ線と交

わるところ

サ コからエを見通した線上、コから300メートルのところ

シ クからケを見通した線上、ケから300メートルのところ

ス クからケを見通した線上、ケから600メートルのところ

セ スとクを見通した線からスを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わるところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市西区沖新町

4 条件

(1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者、漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種共同漁業	おごり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじやく(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業	1月1日から 12月31日まで
-------------	--------------	--------------------

- (2) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、四番漁港旧北側防波堤突端と同港旧南側防波堤突端を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)
- 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
- ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・5、850メートルのところ
- イ ウと基点2を見通した線からウを基点として右へ194度・2、680メートルのところ
- ウ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・3、600メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市南区畠口町

4 条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第14号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

- (2) 漁場の位置 熊本市南区海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町及び網津町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点4、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、有共第16号、有共第17号及び有共第18号の各漁場の区域を除く。
- 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
- 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)
- 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
- 基点4 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)
- ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3、600メートルのところ
- イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ194度・3、600メートルのところ
- ウ 基点4と宇土市住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6、550メートルのところ
- エ 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ249度12分・2、292メートルのところ
- オ 宇土市笹原町と宇土市網津町字直築との海岸線における境界
- カ 熊本市南区海路口町と南区川口町との海岸線における境界
- キ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・1、080メートルのところ
- ク 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・1、830メートルのところ
- ケ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ78度・935メートルのところ
- コ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ104度20分・550

メートルのところ
 サ 住吉灯台からシを見通した線上、住吉灯台から450メートルのところ
 シ ソと基点3を見通した線からソを基点として右へ118度45分・500メートルの
 ところ
 ス シから宇土市小松鼻を見通した線上、シから475メートルのところ
 セ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ50度30分・1, 21
 0メートルのところ
 ソ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ135度・1, 000メ
 ートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市南区海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町及び網津町
 4 条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
 (2) 漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (3) キ、ク、ケ、コ及びキを順次に結んだ区域並びにサ、シ、ス、セ、ソ及びサを順次に結んだ区域内では、手堀り以外の方法で採貝してはならない。

漁場計画番号 有共第15号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、 あみ張網漁業、いかかご漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市南区海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町及び網津町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点2、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 600メートルのところ

イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ194度・3, 600メートルのところ

ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6, 550メートルのところ

エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2, 292メートルのところ

オ 宇土市笹原町と宇土市網津町字直築との海岸線における境界

カ 熊本市南区海路口町と南区川口町との海岸線における境界

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市南区海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町及び網津町
 4 条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
 (2) 漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第16号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業 うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい) 漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふ き(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちやく漁 業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁 業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日ま で

(2) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

- 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)
 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
 ア タと基点2を見通した線からタを基点として右へ253度18分・435メートルの
 ところ
 イ チとタを見通した線からチを基点として右へ258度34分・240メートルの
 ところ
 ウ チとタを見通した線からチを基点として右へ258度34分・690メートルの
 ところ
 エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルの
 ところ
 オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルの
 ところ
 カ オとエを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルの
 ところ
 キ カとオを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルの
 ところ
 ク セからキを見通した線上、セから676メートルの
 ところ
 ケ コからツを見通した線上、コから370メートルの
 ところ
 コ セとクを見通した線からセを基点として右へ36度35分・1,275メートルの
 ところ
 サ テとシを結んだ線とコとトを結んだ線の交わる
 シ テとセを見通した線からテを基点として右へ75度15分・515メートルの
 ス セとテを見通した線からセを基点として右へ252度30分・308メートルの
 ところ
 セ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 249度3分・3,250メートルの
 ソ タと基点2を見通した線からタを基点として右へ253度18分・740メートルの
 ところ
 タ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・
 1,908メートルの
 チ タと基点2を見通した線からタを基点として右へ161度42分・710メートルの
 ところ
 ツ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1,900メー
 ルの
 テ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,7
 30メートルの
 ト セとクを見通した線からセを基点として右へ21度5分・370メートルの
 ナ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,9
 27メートルの
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市南区海路口町
 4 条件 入漁を拒んではならない。

漁場計画番号 有共第17号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日 まで

(2) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区島口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)

基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

ア セとスを見通した線からセを基点として右へ258度34分・240メートルの
 ところ

イ セとスを見通した線からセを基点として右へ258度34分・690メートルの
 ところ

ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ90度・225メートルの
 ところ

エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ270度・230メートルの
 ところ

オ エとウを見通した線からエを基点として右へ93度33分・118メートルの
 ところ

カ オとエをを見通した線からオを基点として右へ269度3分・118メートルのところ
 キ ソからカを見通した線上、ソから676メートルのところ
 ク タからキを見通した線上、タから350メートルのところ
 ケ テからコを見通した線上、テから350メートルのところ
 コ カからサを見通した線上、カから669メートルのところ
 サ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1, 680メー
 ルのところ
 シ アとトを結んだ線とサとナを結んだ線の交わる
 ス 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・
 1, 908メートルのところ
 セ スと基点2を見通した線からスを基点として右へ161度42分・710メートルの
 ところ
 ソ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 249度3分・3, 250メートルのところ
 タ チからツを見通した線上、チから370メートルのところ
 チ ソとキを見通した線からソを基点として右へ36度35分・1, 275メートルのと
 ころ
 ツ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1, 900メー
 ルのところ
 テ チからツを見通した線上、チから1, 009メートルのところ
 ト ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ132度56分・291メートルの
 ところ
 ナ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1, 9
 27メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市南区川口町
 4 条件 入漁を拒んではない。

漁場計画番号 有共第18号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじやく(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日ま で

(2) 漁場の位置 宇土市住吉町及び網津町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)
 基点2 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
 基点3 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)
 ア コとサを結んだ線とイとシを結んだ線の交わる
 イ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ162度16分・1, 680メー
 ルのところ
 ウ イからカを見通した線上、イから380メートルのところ
 エ ウからタを見通した線上、ウから325メートルのところ
 オ カからナを見通した線上、カから325メートルのところ
 カ イからキを見通した線上、キから80メートルのところ
 キ ツからテを見通した線上、ツから2, 150メートルのところ
 ク ケからニを見通した線とキからツを見通した線が交わる
 ケ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ138度10分・733メートルの
 ところ
 コ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ132度56分・291メートルの
 ところ
 サ スとセを見通した線からスを基点として右へ258度34分・240メートルのとこ
 ろ
 シ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ110度30分・
 1, 927メートルのところ
 ス セと基点1を見通した線からセを基点として右へ161度42分・710メートルの

- セ ところ
基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ
- ソ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ304度30分・355メートルのところ
- タ トからナを見通した線上、トから520メートルのところ
- チ ソとシを見通した線からソを基点として右へ263度・330メートルのところ
- ツ チとソを見通した線からチを基点として右へ249度50分・623メートルのところ
- テ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ
- ト シと基点2を見通した線からシを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ
- ナ カとイを見通した線からカを基点として右へ248度15分・650メートルのところ
- ニ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ101度23分・960メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 宇土市住吉町及び網津町
- 4 条件 入漁を拒んではない。

漁場計画番号 有共第19号

- 1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業、ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、あみ張網漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	いかかご漁業	4月10日から 6月30日まで
第3種 共同漁業	ぼら飼付漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇土市長浜町、戸口町、下網田町及び赤瀬町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)

基点2 熊本県漁場基点有第24号(宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界)

ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・2,292メートルのところ

イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ

ウ 基点2と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ82度30分・2,000メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- 3 関係地区 宇土市長浜町、戸口町、下網田町及び赤瀬町

- 4 条件

(1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではない。

漁場計画番号 有共第20号

- 1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
------	-------	-------

第1種共同漁業	わかめ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ほんだわら漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、さざえ漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、えむし漁業、かめのて漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、いかかご漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種共同漁業	ぼら飼付漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇城市三角町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第24号(宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界)

基点2 基点天第1号(上天草市大矢野町三角灯台)

ア 基点1と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ82度30分・2,000メートルのところ

イ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度10分・1,500メートルのところ

ウ 基点2から三角岳山頂を見通した線上、基点2と大瀬戸の中央点

エ 基点2から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わるころ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 宇城市三角町大田尾、三角浦、波多、前越、中村及び郡浦

4 条件

(1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第21号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種共同漁業	つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、うみたけ漁業、たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種共同漁業	あんこう網漁業、雑魚かし網漁業、かにかし網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 荒尾市から玉名郡長洲町、玉名市、熊本市、宇土市を経て宇城市三角町に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、有共第1号から有共第20号までの各漁場の区域及び有共第3号のカ、オ、エ、ウ、イ、有共第4号のア及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱)

基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ)

基点3 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)

基点4 熊本県漁場基点天第1号(上天草市大矢野町三角灯台)

ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・2,272メートルのところ

イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるころ

ウ 基点1から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角(有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治擲の南東角(同漁場境界標石柱)を結んだ線の中央点から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線とが交わるころ

エ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治擲の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線とが交わるころ

オ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上、基点1から9, 000メートルのところ

カ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ55度47分・13, 545メートルのところ

キ 基点3と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点3を基点として右へ255度・12, 640メートルのところ

ク ケとサを見通した線上、ケから5, 272メートルのところ

ケ 基点4から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点

コ 基点4から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わる場所

クサ 基点4と三角岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ249度10分・1, 500メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部、蔵満及び牛水、玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜、玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎、山下、浜田及び高道、玉名市滑石、小浜、大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地、玉名市横島町、熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内、松尾町近津及び西松尾町、小島下町及び小島1丁目から小島9丁目まで、沖新町、南区島口町、海路口町及び川口町、宇土市住吉町、網津町、長浜町、戸口町、下網田町及び赤瀬町並びに宇城市三角町大田尾、三角浦、波多、前越、中村及び郡浦

4 条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第1号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 荒尾市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第1号（熊本県と福岡県との境界標柱）
- 基点2 熊本県漁場基点有第2号（荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界）
- ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・2, 272メートルのところ
- イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるころ
- ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線上、基点1から3,020メートルのところ
- エ 基点2と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分・2, 200メートルのところ
- オ 基点2と小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分・60メートルのところ
- カ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ292度10分・1, 285メートルのところ
- キ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ310度30分・1, 630メートルのところ
- ク 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・1, 035メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
- 4 条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第2号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 荒尾市牛水地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第2号（荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界）
- 基点2 熊本県漁場基点有第3号（荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界）
- 付近に設置されたコンクリート標識
- ア 基点1と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分・470メートルのところ
- イ 基点1と小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分・2, 225メートルのところ
- ウ 基点2と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・1, 920メートルのところ
- エ 基点2と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・368メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 荒尾市牛水
- 4 条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第3号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名郡長洲町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第3号（荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界）
- 付近に設置されたコンクリート標識
- ア 基点1と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・200メートルのところ
- イ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・1, 720メートルのところ
- ウ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ49度42分・1, 815メートルのところ
- エ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ4度12分・

- 2, 130メートルのところ
 オ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度17分・
 2, 040メートルのところ
 カ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度32分・
 1, 935メートルのところ
 キ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度17分・
 1, 880メートルのところ
 ク 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ356度7分
 ・1, 580メートルのところ
 ケ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ353度52
 分・1, 230メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

- 漁場計画番号 有区第4号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 玉名市岱明町鍋地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区
 域
 基点1 熊本県漁場基点有第5号（玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から1.
 15メートルのところ）
 基点2 熊本県漁場基点有第6号（玉名市岱明町鍋と同市岱明町浜田との海岸堤防におけ
 る境界）
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 93度28分・60メートルのところ
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・965
 メートルのところ
 ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ151度45分・1,
 960メートルのところ
 エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ121度30分・2,
 040メートルのところ
 オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・2, 27
 0メートルのところ
 カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・770メ
 ートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

- 漁場計画番号 有区第5号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 玉名市岱明町浜田地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第6号（玉名市岱明町鍋と同市岱明町浜田との海岸堤防におけ
 る境界）
 基点2 熊本県漁場基点有第7号（旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界（新川口
 の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ））
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 95度3分・550メートルのところ
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ95度3分・2, 27
 0メートルのところ
 ウ 基点2から真方位 215度39分・3, 250メートルのところ
 エ 基点2から真方位 215度39分・700メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 玉名市岱明町山下、浜田及び高道
 4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第6号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第7号（旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界（新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ））

基点2 熊本県漁場基点有第8号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ）

ア 基点1から真方位215度39分・520メートルのところ

イ 基点1から真方位215度39分・3, 250メートルのところ

ウ 基点2と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・3, 036メートルのところ

エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・1, 435メートルのところ

オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ135度45分・1, 355メートルのところ

カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ180度45分・1, 105メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 玉名市滑石及び小浜

4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第7号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市大浜町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって

囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第8号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ）

基点2 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））

ア 玉名市大浜町末広新地堤防上昇降口基部北端から横島干拓堤防外縁に沿って1, 023メートルのところ

イ 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・1, 550メートルのところ

ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・3, 036メートルのところ

エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分・3, 035メートルのところ

オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分の線が海岸堤防と交わるところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、鳥帽子、沖鳥帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地

4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第8号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市横島町地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と市横島町との旧海岸堤防における境
 界(明辰川船溜堤防上(標柱))
 基点2 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤
 防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上))
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 87度23分・2,032メートルのところ
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・3,0
 35メートルのところ
 ウ オから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、オから2,800メートルのと
 ころ
 エ オカと湯島山頂を見通した線上、オから1,750メートルのところ
 オ カと湯島山頂を見通した線上、オから1,750メートルのところ
 カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ122度39分の線が
 玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わるところ
 キ 基点2と唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 玉名市横島町
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

漁場計画番号 有区第9号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区
 域
 基点1 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤
 防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上))
 基点2 熊本県漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端)
 ア キから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、キから1,750メートルのと
 ころ
 イ キから湯島山頂を見通した線上、キから2,970メートルのところ
 ウ イからコを見通した線上、イから1,430メートルのところ
 エ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
 313度・315メートルのところ
 オ エとサを見通した線上、エから135メートルのところ
 カ サとアを見通した線上、サから75メートルのところ
 キ クとケを結んだ線の中央点
 ク 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が
 玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わるところ
 ケ 基点1から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ
 コ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ127度・1,175
 メートルのところ
 サ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ301度・670メー
 トルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

漁場計画番号 有区第10号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲
 まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤
 防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上))
 基点2 熊本県漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端)
 基点3 熊本県漁場基点有第13号(熊本市西区河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中央)

- 基点4 熊本県漁場の基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河
内と西区松尾町の漁業権における境界)
- ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
219度45分・110メートルのところ
- イ ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ127度・1, 175
メートルのところ
- エ オ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ40度2
0分・578メートルのところ
- カ キ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ97度12分・485
メートルのところ
- ク ケ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ69度10分・485
メートルのところ
- コ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が
玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる場所
- サ シ 基点1から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ
ケから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、ケから2, 970メートルの
ところ
- ス セ 基点4を見通した線からセを基点として右へ207度45分・1, 690メー
トルのところ
- セ 基点4と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点4を基点として右へ64度3分
・1, 035メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
- 4 条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを
拒んではならない。

漁場計画番号 有区第11号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場の基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端)
- 基点2 熊本県漁場の基点有第13号(熊本市西区河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中央)
- 基点3 熊本県漁場の基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河
内と西区松尾町の漁業権における境界)
- ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ31度1
0分・612メートルのところ
- イ ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線上、イから510メートルのところ
ウ エと基点3を見通した線からエを基点として右へ207度45分・1, 690メー
トルのところ
- エ オ 基点3と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分
・1, 035メートルのところ
- オ 基点3と百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分・250メ
ートルのところ
- カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
127度・1, 175メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
- 4 条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを
拒んではならない。

漁場計画番号 有区第12号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市西区松尾町近津及び西松尾町
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によっ

て囲まれた区域
 基点1と西区内松尾町新地海岸堤防北西端の熊本市区河内町河
 基点2と西区内松尾町新地海岸堤防北西端の熊本市区河内町河
 基点3と西区内松尾町新地海岸堤防北西端の熊本市区河内町河
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ
 ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度4
 イ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ウ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2, 06
 エ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 オ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 カ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 キ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ク 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ケ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 コ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 サ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 シ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ス 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 セ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ソ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 タ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 チ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ツ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 テ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ト 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市西区内松尾町近津及び西松尾町
 4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号有区第13号
 1 免許内容及び漁業の種類及び漁業の時期及び漁場の位置及び漁場の区域
 (1) 漁業の種類及び漁業の時期及び漁場の位置及び漁場の区域
 (2) 漁業の種類及び漁業の時期及び漁場の位置及び漁場の区域
 (3) 漁業の種類及び漁業の時期及び漁場の位置及び漁場の区域
 (4) 漁業の種類及び漁業の時期及び漁場の位置及び漁場の区域
 んだ線によって囲まれた区域
 基点1と西区内松尾町新地海岸堤防北東端の熊本市区坪井川左岸
 基点2と西区内松尾町新地海岸堤防北東端の熊本市区坪井川左岸
 基点3と西区内松尾町新地海岸堤防北東端の熊本市区坪井川左岸
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ
 ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度4
 イ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ウ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2, 06
 エ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 オ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 カ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 キ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ク 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 ケ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11

- ケコ 70 ヲトからナをを見通した線上、トから1, 385メートルのところ
 サシスセソ 47 タ 85 チ 3 ツ 5 テ 17 ナ 0 ニ 6 ヌ 7 ネ 右ノハ 7
- ト基点3からナをを見通した線上、トから1, 385メートルのところ
 アイカからハをを見通した線上、アから175メートルのところ
 ニカからヌを結んだ線の中央点
 チと熊本市西90メートルのところに
 タ 85 チと熊本市西90メートルのところに
 ツと基点3の熊ノ岳山頂を見通した線からツを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.
 ツ 5 5 5 ナと熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28
 テ 17 ナと熊ノ岳山頂を見通した線上、トから140メートルのところ
 ナ 0 基点3と三ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 60
 ニ 6 基点1と熊本市西百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分
 ヌ 7 2 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ248度47分20秒・4, 9
 ネ 右ノハ 7 基点3と三ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川
 ノハ 7 基点3と三ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ48度45分・1, 0
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市西区小島下町及び小島一丁目から九丁目まで
 4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第14号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種別及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市西沖新町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本市漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港
 基点2 熊本市漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
 基点3 熊本市漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59
 メートルのところに)
- ア オとエを結んだ線とクとシを結んだ線の交わるところ
 アイウ 33分・1, 830メートルのところ
 エ 5 基点3から三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度33分・51
 オ 47分20秒・312メートルのところ
 カ 3 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ110度49分40秒・1, 378.
 キ 5 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・28
 ク ケとコを見通した線からケを基点として右へ90度・1, 600メートルのところ
 ケ 5 28メートルのところ
 コ 4 8 基点1とサを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.
 サ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ

- シ クとケを見通した線からクを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わるところ
- ス 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ65度28分・2, 510メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 熊本市西区沖新町
- 4 条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第15号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種別及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。ただし、ア、イ、ニ、ヌ、ネ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
- 基点1 熊本市漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港
- 基点2 熊本市漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59
- 基点3 熊本市漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
- 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)
- ア イとキを結んだ線とクとカを結んだ線の交わるところ
- イ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ50度4
- ウ 5分・3, 755メートルのところ
- ウ 05メートルのところ
- エ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・3, 6
- エ 45メートルのところ
- オ カとキを結んだ線とカとサを結んだ線の交わるところ
- オ カとケを見通した線からクを基点として右へ90度・1, 600メートルのところ
- キ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ57度58分・2, 3
- キ 40メートルのところ
- ク ケと基点1を見通した線からケを基点として右へ80度38分27秒・2, 675.
- ク 528メートルのところ
- ケ 基点1とコを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.
- ケ 48メートルのところ
- コ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ
- サ カとクを見通した線からカを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わるところ
- シ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度3
- シ 3分・5, 850メートルのところ
- ス クとケを見通した線からクを基点として右へ90度・1, 000メートルのところ
- ス セとクを見通した線からスを基点として右へ270度の線がソとシを結んだ線と交わ
- ス るところ
- ソ タと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からタを基点として右へ248度
- ソ 47分20秒・4, 972メートルのところ
- タ チと基点3を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.
- タ 3メートルのところ
- チ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28
- チ 5.55メートルのところ
- ツ クからスを見通した線上、スから300メートルのところ
- ツ テセからシを見通した線上、セから300メートルのところ
- ツ トツからテを見通した線上、ツから1, 077.062メートルのところ
- ナ トとツを見通した線からトを基点として右へ88度42分50秒・210.208メ
- ナ ートルのところ
- ニ イとウを結んだ線とナとヌを結んだ線の交わるところ
- ニ ヌナとトを見通した線からナを基点として右へ91度17分10秒・756.464メ
- ニ ートルのところ
- ネ サからカを見通した線上、カから160.263メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 熊本市西区沖新町
- 4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第16号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点1 熊本市漁場基点有第11号（熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港」）
 - 基点2 熊本市漁場基点有第16号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ）
 - 基点3 熊本市漁場基点有第18号（熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ）
 - ア 基点1から真方位285度47分4.9秒・2, 136.9メートルのところ
 - イ ウからソを見通した線上、ウから570メートルのところ
 - ウ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ80度38分27秒・2, 675.528メートルのところ
 - エ ツからイを見通した線からウを基点として右へ90度・952メートルのところ
 - オ カからツを見通した線上、ツから2, 319メートルのところ
 - カ オからソを見通した線上、オから2, 244.6メートルのところ
 - キ 基点1から真方位307度33分16.9秒・2, 441.9メートルのところ
 - ク キから真方位179度7分48秒・166.8メートルのところ
 - ケ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ104度・2, 044メートルのところ
 - コ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ114度39分・1, 541メートルのところ
 - サ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ92度・1, 179メートルのところ
 - シ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ85度45分・1, 768メートルのところ
 - ス ケからシを見通した線上、ケから623メートルのところ
 - セ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東（真方位156度）へ189.7メートルのところ
 - ソ 基点1とセを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ
 - タ チと基点2を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.3メートルのところ
 - チ 基点2と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分285.55メートルのところ
 - ツ タと熊ノ岳山頂を見通した線からタを基点として右へ248度47分20秒・2, 385メートルのところ
 - テ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度33分・3, 605メートルのところ

2 個別漁業権

又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区

熊本市西区沖新町

4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第18号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区島口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点1 熊本市漁場基点有第18号（熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ）
 - ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・515メートルのところ
 - イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・1, 830メートルのところ
 - ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・1, 8

- 40メートルのところ
 エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ18度20分・550
 メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市南区畠口町
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

- 漁場計画番号 有区第19号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.
 59メートルのところ)
 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ355度
 45分・435メートルのところ
 イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ31度・1,880メ
 ートルのところ
 ウ エからカを見通した線上、エから230メートルのところ
 エ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
 249度3分・2,410メートルのところ
 オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・465
 メートルのところ
 カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2,
 200メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市南区畠口町
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを
 拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第20号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.
 59メートルのところ)
 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ38度3
 5分・1,950メートルのところ
 イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ38度50分・3,0
 30メートルのところ
 ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・2,7
 85メートルのところ
 エ カからキを見通した線上、カから750メートルのところ
 オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・1,9
 55メートルのところ
 カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2,
 200メートルのところ
 キ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
 249度3分・2,410メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市南区畠口町
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

- 漁場計画番号有区第21号
1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によつて囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)
- 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤における境界(六番船溜コンクリート標柱))
- ア ウからエを見通した線上、ウから440メートルのところ
イ オと基点2を見通した線がクからサを見通した線と交わるところ
ウ オと基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ37度30分・3, 10メートルのところ
エ オと基点1と三角岳山頂を見通した線上、オから150メートルのところ
カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3, 78メートルのところ
キ クと基点2と熊本市西區熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2, 570メートルのところ
ク 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2, 570メートルのところ
ケ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2, 310メートルのところ
コ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・2, 785メートルのところ
サ シと基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2, 410メートルのところ
ス セと基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2, 200メートルのところ
セ シからスを見通した線上、シから230メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
3 関係地区 熊本市南区畠口町
4 条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号有区第22号
1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によつて囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)
- 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤における境界(六番船溜コンクリート標柱))
- ア ウからエを見通した線上、ウから410メートルのところ
イ オと基点2を見通した線からオを基点として右へ194度・770メートルのところ
ウ オと基点2を見通した線からオを基点として右へ194度・570メートルのところ
エ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3, 950メートルのところ
オ 基点2と熊本市西區熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・3, 600メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
3 関係地区 熊本市南区畠口町
4 条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号有区第23号
1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

- (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本市南区海路口町と熊本市南区海路口町の海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)
- 基点2 熊本市南区海路口町の二の丸、二の丸新角)
- ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・465メートルのところ
- イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・2, 410メートルのところ
- ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ56度28分1, 680メートルのところ
- エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ109度10分・240メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市南区海路口町

4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第24号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本市南区海路口町と熊本市南区海路口町の海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)
- 基点2 熊本市南区海路口町の二の丸、二の丸新角)
- ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・2, 570メートルのところ
- イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 110メートルのところ
- ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ77度15分・2, 250メートルのところ
- エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ79度15分・2, 146メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市南区海路口町

4 条件

- 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第25号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本市南区海路口町と熊本市南区海路口町の海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)
- 基点2 熊本市南区海路口町の二の丸、二の丸新角)
- ア 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1, 908メートルのところ
- イ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ161度42分・710メートルのところ
- ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルのところ
- エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ
- エオ ウとイを見通した線からエオを基点として右へ270度・230メートルのところ
- エオカ ウとイを見通した線からエオカを基点として右へ93度33分・118メートルのところ
- エオカキ ウとイを見通した線からエオカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ
- エオカク 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 250メートルのところ
- エオカケ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ253度18分・740メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市南区海路口町

4 条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第26号
1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)
基点2 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
ア カとオを見通した線からカを基点として右へ21度5分・370メートルのところ
イ カとオを見通した線からカを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ
エ ウからセを見通した線上、ウから370メートルのところ
オ カからスを見通した線上、カから676メートルのところ
カ 基点1と熊本市区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
249度3分・3,250メートルのところ
キ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,
908メートルのところ
ク キと基点2を見通した線からキを基点として右へ161度42分・710メートルの
ところ
ケ クとキを見通した線からクを基点として右へ258度34分・690メートルの
ところ
コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ90度・225メートルのところ
サ コとケを見通した線からコを基点として右へ270度・230メートルのところ
シ サとコを見通した線からサを基点として右へ93度33分・118メートルのところ
ス ソと基点3を見通した線からソを基点として右へ269度3分・118メートルのところ
セルの
ソ 基点3から住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,
927メートルのところ
2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
3 関係地区 熊本市南区海路口町
4 条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第27号
1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり支柱式養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次
に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)
基点2 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度42分・1,
908メートルのところ
イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ161度42分・710メートルの
ところ
ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルの
ところ
エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ
オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルのところ
カ オとエを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルのところ
キ カとオを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ
ク ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ162度16分・1,680メー
トルのところ
ケ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ110度30分・1,9
27メートルのところ
コ ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ304度30分・355メートルの
ところ
サ コとケを見通した線からコを基点として右へ263度・330メートルのところ
シ スとアを見通した線からスを基点として右へ272度30分・355メートルの
ところ
ス アと基点1を見通した線からアを基点として右へ67度1分・878メートルの
ところ

- る
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市南区川口町
 4 条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第28号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区島口町と熊本市南区海路口町の海岸堤
 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)
 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
 ア カからオを見通した線上、カから676メートルのところ
 イ スからセを見通した線上、スから370メートルのところ
 ウ オからソを見通した線上、オから1,009メートルのところ
 エ オカとサを見通した線上、オから669メートルのところ
 オ シとサを見通した線からシを基点として右へ269度3分・118メートルのところ
 カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 249度3分・3,250メートルのところ
 キ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,
 908メートルのところ
 ク キと基点2を見通した線からキを基点として右へ161度42分・710メートルの
 ところ
 ケ クとキを見通した線からケを基点として右へ258度34分・690メートルのとこ
 ろ
 コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ90度・225メートルのところ
 サ コとケを見通した線からコを基点として右へ270度・230メートルのところ
 シ サとコを見通した線からサを基点として右へ93度33分・118メートルのところ
 ス カとアを見通した線からカを基点として右へ36度35分・1,275メートルのと
 ころ
 セ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,900メート
 ルのところ
 ソ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,680メート
 ルのところ
 タ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,9
 27メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 熊本市南区川口町
 4 条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第29号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲
 まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と市長浜町小池との海岸線に
 おける境界)
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ230度21分・
 211メートルのところ
 イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ185度10分・505
 メートルのところ
 ウ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ163度・760メート
 ルのところ
 エ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ135度・1,000メ
 ートルのところ
 オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ118度45分・500メートルの
 ところ
 カ オから宇土市小松鼻を見通した線上、オから475メートルのところ
 キ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2,1
 55メートルのところ
 ク 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・205

- メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇土市住吉町及び網津町
 4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第30号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界)
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ
 イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ304度30分・355メートルのところ
 ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ263度・330メートルのところ
 エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ249度50分・623メートルのところ
 オ エからシを見通した線上、エから285メートルのところ
 カ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ76度10分・665メートルのところ
 キ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ132度56分・291メートルのところ
 ク アと基点1を見通した線からアを基点として右へ138度10分・733メートルのところ
 ケ エとシを結んだ線とクとスを結んだ線が交わる場所
 コ エからシを見通した線上、エから2,150メートルのところ
 サ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ
 シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ
 ス アと基点1を見通した線からアを基点として右へ101度23分・960メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 宇土市住吉町及び網津町

4 条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第31号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界)
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・1,660メートルのところ
 イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・2,000メートルのところ
 ウ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ241度12分・2,520メートルのところ
 エ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ236度42分・2,430メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 宇土市住吉町及び網津町

4 条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第32号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業

- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
- 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界)
- ア キとセを結んだ線とサとシを結んだ線が交わる場所
- イ スからシを見通した線上、サから2,150メートルのところ
- ウ スとイを見通した線上、イから80メートルのところ
- エ ウとスを見通した線からウを基点として右へ248度15分・346メートルのところ
- オ カからシを見通した線上、カから1,100メートルのところ
- カ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2,292メートルのところ
- キ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ101度23分・960メートルのところ
- ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ
- ケ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ304度30分・355メートルのところ
- コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ263度・330メートルのところ
- サ コとケを見通した線からコを基点として右へ249度50分・623メートルのところ
- シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ
- ス クと基点1を見通した線からクを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ
- セ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ138度10分・733メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 宇土市住吉町及び網津町
- 4 条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第33号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区皇口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
- 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)
- 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
- 基点4 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界)
- ア ソからカを見通した線上、ソから669メートルのところ
- イ クからウを見通した線上、クから1,009メートルのところ
- ウ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ
- エ ウからニを見通した線上、ウから200メートルのところ
- オ カからナを見通した線上、カから200メートルのところ
- カ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ
- キ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ
- ク キとソを見通した線からキを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ
- ケ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ
- コ ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ161度42分・710メートルのところ
- サ コとケを見通した線からコを基点として右へ258度34分・690メートルのところ
- シ サとコを見通した線からサを基点として右へ90度・225メートルのところ
- ス シとサを見通した線からシを基点として右へ270度・230メートルのところ

セ ソ タ 2 チ と ツ テ ろ ト ナ ニ ろ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇土市住吉町及び網津町
 4 条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

スとシをを見通した線からスを基点として右へ93度33分・118メートルのところ
 セとスとを住吉灯台を見通した線からセを基点として右へ269度3分・118メートルのところ
 タ 7メートルと基点3を見通した線からタを基点として右へ110度30分・1,9
 チ と ツ テ ろ ト ナ ニ ろ

スとシをを見通した線からスを基点として右へ304度30分・355メートルのところ
 セとスとを住吉灯台を見通した線からセを基点として右へ263度・330メートルのところ
 タ 7メートルと基点3を見通した線からタを基点として右へ249度50分・623メートルのところ
 チ と ツ テ ろ ト ナ ニ ろ

基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6,5
 50メートルのところ
 ナニろ
 テからトを見通した線上、テから2,150メートルのところ
 ヌとカを見通した線からヌを基点として右へ248度15分・650メートルのところ
 ナニろ
 オからナを見通した線上、ナから80メートルのところ

漁場計画番号 有区第34号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と市長浜町小池との海岸線に
 おける境界)
 ア サからオを見通した線上、サから280メートルのところ
 イ シからスを見通した線上、シから280メートルのところ
 ウ シからスを見通した線上、シから960メートルのところ
 エ オからスを見通した線上、オから346メートルのところ
 オ サからセを見通した線上、セから80メートルのところ
 カ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・
 1,927メートルのところ
 キ と ク ケ ろ コ サ ル シ ル ス ろ

1,927メートルと基点1を見通した線からカを基点として右へ304度30分・355メートルのところ
 キ と ク ケ ろ コ サ ル シ ル ス ろ

基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,5
 50メートルのところ
 カと基点1を見通した線からカを基点として右へ162度16分・1,680メー
 ルのところ
 カと基点1を見通した線からカを基点として右へ162度16分・1,900メー
 ルのところ
 オとサを見通した線からオを基点として右へ248度15分・650メートルのところ
 セ ケからコを見通した線上、ケから2,150メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇土市住吉町及び網津町
 4 条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第35号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と市長浜町小池との海岸線に
 おける境界)
 ア ケからイを見通した線上、ケから1,230メートルのところ
 イ シとクを見通した線からシを基点として右へ248度15分・650メートルのところ
 ウ シからイを見通した線上、シから496メートルのところ
 エ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・

- 1, 927メートルのところ
 オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ304度30分・355メートルの
 カ オとエを見通した線からオを基点として右へ263度・330メートルのところ
 キ カとオを見通した線からカを基点として右へ249度50分・623メートルのとこ
 ろ
 ク エと基点1を見通した線からエを基点として右へ162度16分・1, 680メート
 ルのところ
 ケ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ162度16分・1, 900メート
 ルのところ
 コ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6, 5
 50メートルのところ
 サ キからコを見通した線上、キから2, 150メートルのところ
 シ クからサを見通した線上、サから80メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇土市住吉町及び網津町
 4 条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第36号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から12月15日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同事長浜町小池との海岸線に
 おける境界)
 ア 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・
 45メートルのところ
 イ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ355度30分・1, 0
 00メートルのところ
 ウ エとオを結んだ線と基点1とイを結んだ線が交わるところ
 エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・205
 メートルのところ
 オ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ230度21分・211
 メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇土市住吉町及び網津町
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな
 い。

漁場計画番号 有区第37号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びアを
 順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同事長浜町小池との海岸線に
 おける境界)
 基点2 熊本県漁場基点有第23号(宇土市上網田町網田新地樋門防波堤基部中央)
 基点3 熊本県漁場基点有第25号(宇土市戸口町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱)
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・
 660メートルのところ
 イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・1, 6
 60メートルのところ
 ウ イからタを見通した線上、タから1, 080メートルのところ
 エ 基点2と上天草市大矢野町羽千島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ89
 度30分・1, 380メートルのところ
 オ 基点2と羽千島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ32度30分・1, 0
 55メートルのところ
 カ 基点2と羽千島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ20度50分・1, 2
 15メートルのところ
 キ カとオを見通した線からカを基点として右へ90度・100メートルのところ
 ク 基点3と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点3を基点として右へ

302度・980メートルのところ
 ケとクをを見通した線から基点として右へ90度・600メートルのところ
 コとクをを見通した線から基点として右へ90度・930メートルのところ
 サとクをを見通した線から基点として右へ90度・100メートルのところ
 シとクをを見通した線から基点として右へ128度・690メー
 トルのところ
 スとクをを見通した線から基点として右へ145度13分・1,
 276メートルのところ
 セとクをを見通した線上、スから245メートルのところ
 ソとクをを見通した線から基点として右へ224度・2, 270メ
 ートルのところ
 タとクをを見通した線から基点として右へ236度42分・2, 4
 30メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇土市長浜町、下網田町、戸口町及び赤瀬町
 4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな
 い。

漁場計画番号 有区第38号
 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第25号(宇土市戸口町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱)
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 271度435メートルのところ
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ289度30分・90
 0メートルのところ
 ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度45分・1,
 510メートルのところ
 エ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,
 320メートルのところ
 オ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,
 075メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇土市長浜町、下網田町、戸口町及び赤瀬町
 4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな
 い。

漁場計画番号 有区第39号
 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から12月15日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区
 域
 基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線に
 おける境界)
 基点2 熊本県漁場基点有第23号(宇土市上網田町網田新地樋門防波堤基部中央)
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・
 400メートルのところ
 イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・660
 メートルのところ
 ウ キからクを見通した線上、キから245メートルのところ
 エ キからクを見通した線上、キから190メートルのところ
 オ エとクを見通した線からエを基点として右へ53度40分・1, 085メートルのと
 ころ
 カ キからクを見通した線上、キから1, 230メートルのところ
 キ 基点2と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ14
 5度13分・1, 276メートルのところ
 ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ224度・2, 270メ
 ートルのところ

- ケ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ205度28分・770
 メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇土市長浜町、下網田町、戸口町及び赤瀬町
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

- 漁場計画番号 有区第41号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
 (3) 漁場の位置 荒尾市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱)
 ア 基点1と佐賀県藤津郡太良町竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ3
 48度・6, 600メートルのところ
 イ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ349度・7, 690
 メートルのところ
 ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度・7, 965
 メートルのところ
 エ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ335度30分・6,
 930メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場の区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第42号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
 (3) 漁場の位置 玉名市岱明町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれ
 た区域
 基点1 熊本県漁場基点有第5号(玉名郡長洲町新川漁港北側防波堤突端中央下部点から
 1.15メートルのところ)
 基点2 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境
 界)
 基点3 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における
 境界(明辰川船溜堤防上の標柱))
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 93度28分・1, 831.5メートルのところ
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・2, 6
 92.6メートルのところ
 ウ 基点2から真方位240度50分35.2秒・6, 860.1メートルのところ
 エ 基点3から真方位245度7分44.6秒・8, 164.6メートルのところ
 オ 基点3から真方位260度53分45.3秒・4501メートルのところ
 カ 基点2から真方位201度31分28秒・3, 800.2メートルのところ
 キ 基点2から真方位222度16分57.2秒・2, 766.4メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎、山下、浜田及び高道
 4 条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第43号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
 (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区
 域
 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における
 境界(明辰川船溜堤防上の標柱))

アイウエオカ
 基点1から真方位258度20分21.1秒・4, 364.9メートルのところ
 基点1から真方位243度32分48.2秒・8, 085.4メートルのところ
 基点1から真方位228度48分8.6秒・3, 228.3メートルのところ
 基点1から真方位229度4分33.6秒・4, 768.3メートルのところ
 基点1から真方位241度39分20.7秒・4, 932.5メートルのところ
 基点1から真方位245度44分41秒・3, 909メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 玉名市滑石及び小浜
 4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第44号

1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
 (3) 漁場の位置 玉名市大浜町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と市横島町との旧海岸堤防における境
 界(明辰川船溜堤防上の標柱))

ア 基点1から真方位245度44分41.0秒・3, 909メートルのところ
 イ 基点1から真方位241度39分20.7秒・4, 932.5メートルのところ
 ウ 基点1から真方位229度4分33.6秒・4, 768.3メートルのところ
 エ 基点1から真方位228度48分8.6秒・3, 228.3メートルのところ
 オ 基点1から真方位215度32分45.3秒・8, 501.2メートルのところ
 カ 基点1から真方位201度11分9.2秒・4, 140.4メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、
 烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番
 地及び同5321番地

4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第45号

1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
 (3) 漁場の位置 玉名市横島町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と市横島町との旧海岸堤防における境
 界(明辰川船溜堤防上の標柱))

ア 基点1から真方位201度11分9.2秒・4, 140.4メートルのところ
 イ 基点1から真方位215度32分45.3秒・8, 501.2メートルのところ
 ウ 基点1から真方位212度20分14.1秒・8, 705.9メートルのところ
 エ 基点1から真方位179度31分18.7秒・5, 318.5メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 玉名市横島町

4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第46号

1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市及び宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区
 域。キ、ク、ケ、コ、シ、ス及びキを順次に結んだ線によって囲まれた区域。セ、ソ、

タ、チ、ツ、テ及びセを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河
 内と西区松尾町の漁業権における境界)

基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)

基点3 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

- 基点4 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と市長浜町小池との海岸線に
おける境界)
- 基点5 熊本県漁場基点有第24号(宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界)
ア 基点1と熊本市西區熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
264度15分・5, 160メートルのところ
- イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ240度30分・12,
160メートルのところ
- ウ クからイを見通した線上、クから3, 524メートルのところ
エ シからオを見通した線上、シから2, 592メートルのところ
- オ 50メートルの熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ248度47分20秒・3, 8
カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ255度10分・4,
210メートルのところ
- キ クからイを見通した線上、クから2, 724メートルのところ
ク 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ270度・9, 580
メ 基点4と宇土市住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・
ケ 6, 550メートルのところ
- コ ケからヌを見通した線上、ケから1, 100メートルのところ
サ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度・2, 300メートルのと
ころ
- シ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度・1, 900メートルのと
ころ
- ス シからオを見通した線上、シから1, 792メートルのところ
セ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ265度15分・9,
400メートルのところ
- ソ 基点5と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点5を基点として右へ82
度30分・570メートルのところ
- タ 基点5から真方位33度31分21秒・1, 836.8メートルのところ
チ 基点5から真方位36度2分16.1秒・3, 434.5メートルのところ
ツ 基点5から真方位26度48分35.1秒・5, 873.1メートルのところ
- テ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ258度30分・5,
800メートルのところ
- ト 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・28
5.5メートルのところ
- ナ トと基点2を見通した線からトを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.
3メートルのところ
- ニ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ249度3分・3, 6
00メートルのところ
- ヌ 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ249度12分・2, 2
92メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
3 関係地区 熊本市西區河内町白浜、河内町船津、河内町河内、松尾町近津、西松尾町、小島下
町、小島1丁目から9丁目まで、沖新町、南区島口町、海路口町及び川口町並びに宇土市住吉
町、網津町、長浜町、下網田町、戸口町及び赤瀬町
4 条件
(1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
(2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
(3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな
い。

漁場計画番号 有区第51号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
(2) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 宇城市三角町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第27号(宇城市三角町中神島東端)
ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ320度
30分・760メートルのところ
- イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ313度30分・45
0メートルのところ
- ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度5分・315
メートルのところ
- エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度45分・81
6メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多

4 条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第61号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 はまぐり養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ)
ア オと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・312メートルのところ
イ オと熊ノ岳山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・1,28メートルのところ
ウ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ24度15分・3,115メートルのところ
エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度45分・2,305メートルのところ
オ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ110度49分40秒・1,378.3メートルのところ
カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市西区沖新町

4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第72号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
ア オと基点1を見通した線からオを基点として右へ132度56分・291メートルのところ
イ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ138度10分・733メートルのところ
ウ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ101度23分・960メートルのところ
エ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ76度10分・665メートルのところ
オ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 熊本市南区川口町

漁場計画番号 有区第81号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 荒尾市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度59分12.0秒、東経130度25分5.5秒
イ 北緯32度59分12.0秒、東経130度25分11.3秒
ウ 北緯32度59分7.2秒、東経130度25分11.3秒
エ 北緯32度59分7.2秒、東経130度25分5.5秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満

4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第82号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 荒尾市地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度59分2.5秒、東経130度25分40.3秒
 - イ 北緯32度59分2.5秒、東経130度25分42.2秒
 - ウ 北緯32度59分0.9秒、東経130度25分42.2秒
 - エ 北緯32度59分0.9秒、東経130度25分40.3秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
ない。